

# 藍野学院短期大学 単位の認定等に関する内規

## (趣旨)

第1条 この内規は、藍野学院短期大学学則第10条及び第11条に関する、授業科目の履修・評価、進級及び留年について必要な事項を定めるものとする。

## (試験)

第2条 単位の認定のための試験は筆記試験、口述試験、レポート試験、実技試験、その他担当教員が定める審査により行う。

## (試験の時期)

第3条 試験の実施は、その科目の授業が修了する学期末または学年末に時期を定めて行う。ただし、担当教員が必要と認めた場合は臨時にこれを実施することができる。

## (試験実施の告示)

第4条 試験の日時は、予め掲示で発表する。

## (受験資格)

第5条 次の各号に該当する者に受験資格がある。

- (1) 履修届を提出した者
- (2) 当該授業科目の出席時間数が学則第9条に定められた時間数の3分の2以上出席した者  
(講義については原則として補講は行わない。但し、実習については、正当な理由があれば補習を行い受験資格を認める。)
- (3) 授業料等を納入済みである者。

## (追試験)

第6条 本規程4条に規程する試験を受験しなかった者のうち、次の各号いずれかに該当し、学長がその理由を正当であると認めた者は追試験を1回に限り行うことができる。

- (1) 病気又は負傷のため受験できなかった者で医師の診断書を提出した者
- (2) 火災、風水害、交通事故等で受験できなかった者
- (3) 忌引のため欠席した者
- (4) 公共交通機関の遅延により受験できなかった者
- (5) その他学校が止むを得ないと認めた理由により受験できなかった者

2 追試験を受験しようとする者は、医師の診断書またはその理由を証明する書面を添えて、「追試験願」を学科長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

3 前項に係る提出期限は該当科目試験終了後 4 日以内（試験日当日含む）とする。

4 追試験の日時・方法等は掲示で発表する。

（再試験）

第 7 条 試験に不合格の学生には、願出により 1 回に限り再試験を受けさせることができる。  
ただし、追試験の結果不合格となった学生には、原則として再試験を行わない。

2 再試験を受験しようとする学生は、不合格の掲示の日より 3 日以内に再試験受験願を提出しなければならない。

3 再試験の日時・方法等は掲示で発表する。

（成績の評価）

第 8 条 試験の成績の評価については、優（100～80 点）・良（79～70 点）・可（69～60 点）・不可（59 点以下）とし、優・良・可を合格とする。

2 追試験の成績の評価は、前項に準ずる。

3 再試験の成績の評価は、可・不可のみとする。

4 成績の評価は、学期末または学年末に学生に通知する。

（不正行為）

第 9 条 試験に関し不正行為をした者、あるいは不正行為があったと認められた者については、当該期の試験の結果は全て無効とする。

2 上項において、不正行為を行った者については学則第 23 条により懲戒することがある。

（進級）

第 10 条 進級資格はその年次に定められた授業科目の単位を取得した者に与える。

（留年）

第 11 条 進級及び卒業要件を満たさなかった者が、その学年に留まることを留年という。

2 在学年次修了時において修得した授業科目数又は単位数が不十分で、上級学年の履修に支障があると認められた者に対しては、上級学年への進級を認めず原学年に留年させることがある。

3 学則第 4 条及び第 32 条にさだめられた年数を超えて在学することができない。

(卒業判定)

第 12 条 卒業の判定は前期・後期 2 回の試験結果及び実習評価により行なう。

(進級・留年・卒業の判定)

第 13 条 進級・留年及び卒業の判定は、教授会の議を経て学長が認定する。

附 則

1 この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

1 この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。